

所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長  
坂本雅彦  
(公印省略)

### マイナ保険証利用登録の解除について (通知)

令和6年12月2日に現行の健康保険証(組合員証等)の新規発行が終了し、マイナ保険証(マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの)による医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行されます。

他方で、マイナンバーカードの健康保険証利用登録(以下「マイナ保険証利用登録」という。)は任意の手続きであることを踏まえ、マイナ保険証利用登録の解除を希望する方については、医療保険者(共済組合)に申請することにより、任意に解除の手続きを行うことができることとされました。

具体的には下記の手順となりますので、本通知の趣旨を了知の上、円滑な事務処理に御協力くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 申請方法

マイナ保険証利用登録の解除を希望する加入者(組合員又はその被扶養者)は、別紙「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を所属所に提出してください。

各所属所は、記載事項に誤りがないことを確認の上、共済組合に提出してください。

なお、マイナ保険証利用登録の解除を希望する組合員・被扶養者ごとに人数分の申請書の提出が必要です。組合員のみ、特定の被扶養者のみ解除することもできます。

#### 2 マイナ保険証利用登録の解除手続

(1) マイナ保険証利用登録の解除申請を共済組合で受付後、社会保険診療報酬支払基金の「医療保険者等向け中間サーバー」に解除希望者の情報を登録します。登録された情報は「オンライン資格確認等システム」へ連携されます。

マイナ保険証利用登録の解除日は、中間サーバーに登録した日の翌月末日となる予定です。

マイナ保険証利用登録の解除完了については、マイナポータルの「健康保険証の利用登録の申込状況」から利用登録が解除されていることを確認できます(利用登録の解除後、画面反映までに1~2か月程度かかる場合があります。)

(2) マイナ保険証利用登録の解除申請を共済組合で受付後、申請者が有効な健康保険証(組合員証又は被扶養者証)を有していない場合には、以下のとおり該当の方に対し「資格確認書(※)」を交付いたします(交付開始は、令和6年12月2日以降となります。)

マイナ保険証利用登録を解除した組合員・被扶養者	資格確認書の交付時期
令和6年12月2日以降に新規加入する組合員・被扶養者	マイナ保険証利用登録の解除申請を受付後に速やかに交付
令和6年12月1日以前に加入し、有効な健康保険証（組合員証又は被扶養者証）を有している組合員・被扶養者	令和7年秋に発行予定 令和7年12月1日までは、現行の健康保険証を使用することができます。

※ 「資格確認書」とは、マイナンバーカードを持っていない方や、持っても健康保険証利用登録をしていない方等（有効な健康保険証を有している方を除く。）に対して、令和6年12月2日以降に交付するもので、医療機関等に提示することで現行の健康保険証と同様に保険診療を受けることができます。券面には、現行の健康保険証と同様の資格情報（記号・番号、氏名、生年月日、性別、保険者名、保険者番号等）が記載されています。

※ マイナ保険証（いわゆるデジタル方式）と、資格確認書（いわゆるアナログ方式）を並用することはできません。資格確認書の交付を受けるにはマイナ保険証利用登録を解除する必要があります。

### 3 利用登録の解除申請受付開始日

令和6年10月28日（月）

### 4 利用登録の解除申請書の提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都教育庁福利厚生部内  
公立学校共済組合東京支部 給付貸付課 資格担当

### 5 マイナンバーカードの健康保険証利用の再登録

健康保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことができます。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

詳しくは厚生労働省ホームページ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)) を参照してください。

### 6 その他

令和6年12月2日以降の組合員証及び被扶養者証の取扱いや、資格確認書の交付については、詳細が決定し次第、改めてお知らせします。

#### 【問合せ先】

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課 資格担当  
鈴木・久能・松岡・廣津  
電話03-5320-6826